

医療機関の方へ

国民健康保険傷病手当金支給申請書の作成について

新宿区では給与等の支払いを受けている被保険者が、一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給しています。対象となる被保険者が申請を行う際に、医療機関の方による国民健康保険傷病手当金支給申請書の作成が必要となります。

記入上の注意点及び「別紙の記入例」を参考とし、作成ください。

国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）

受診した患者の傷病内容、労務の可否の診断、診療日・入院日、主たる症状及びその経過等について記載いただきます。

【記入上の注意点】

- ・新型コロナウイルスに感染していた場合に加え、新型コロナウイルス感染症と疑われた症状により労務不能と判断した場合にも、傷病手当金の支給対象となります。
- ・労務不能と認めた期間は必ずしも初診日からではなく、問診を行い、労務不能であると判断した日からご記入ください。
- ・複数の医療機関を受診している場合は、労務不能と判断した医療機関で作成ください。

問合せ先

新宿区 健康部 医療保険年金課 国保給付係

TEL : 03-5273-4149 FAX : 03-3209-1436